

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第五条第二項第一号に規定する総務大臣が定める場合及び同項第二号に規定する総務大臣が定める要件を定める件（仮称）案に係るご意見の概要及びご意見に対する考え方

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等への反映の有無
1	<p>今の経済産業省・中小企業庁が好みそうな、不当・不適切に中小企業を優遇する様な内容であるようにも見たが、当方には具体的な問題点がはっきり見て取れなかったので、一応現時点ではそれ以上の意見は差し控えておく。</p> <p>基本として、基準を満たす事業者についての調達手続への参加は認められるものであると考えるが、しかし不当・不適切な優遇などが発生しないようにしていただきたいと考える。</p> <p>（なお、各種の手続きにおいては、行政においては法人番号の取得をしていただきたいと考える。中小企業は、事業者又は場合により、名称や所在地を多数変更させる場合があるので、法人番号の利用が推奨されるものである。また、市民が事業者の不審な点について発見した時にも、行政において事業者の法人番号の取得がなされていると、色々と市民あるいはその通報を受けた各種行政機関においての調査が捗りやすいので、法人番号の提出を行わせるようにされたい。EPA に関して、欧州経由での不正な核・生物化学兵器に利用可能な物品や他軍事物資、プラチナ等の輸送が発生する事になると問題なのであるが（迂回輸送というのはいつの時代においても常套手段というべき闇社会による問題物資輸送手段であると考え。欧州各国が、基本として法治が適切に行われている国家群であるからとって、この様な危惧が不適切とはならないと考える。）、法人番号の利活用は違法抑止的なフィルターとして働く機能も有するのであるから、法人番号の提出は行わせるべきであるはずである。）</p>	ご意見として承ります。	なし

※その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件ありました。